

2016年3月8日制定

2016年7月5日改正

2017年2月7日改正

2018年8月7日改正

2021年7月13日改正

2023年2月28日改正

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、「大阪経済大学研究活動に関する行動規範」（以下、「研究活動に関する行動規範」という。）に基づき、大阪経済大学（以下、「本学」という。）の研究活動における不正行為に対する事項について定める。

（不正行為に対する基本姿勢）

第2条 本学は、研究活動の不正行為について学術研究の信頼保持のために厳正な態度で臨み、その対応は自律的な自浄作用としてなされなければならない。

（行動規範）

第3条 本学において、研究活動に携わるすべての者は、研究者としての誇りと使命を自覚し、研究活動において不正行為を行わない、関与しないことはもとより、別に定める「研究活動に関する行動規範」等の本学諸規程および法令等に基づき、高い倫理観をもって研究活動の透明性と説明性を自律的に保証するよう努めなければならない。

（定義）

第4条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為をいう。
- （2） 研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることをいう。
- （3） 捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- （4） 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- （5） 盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、研究成果の発表より以前に当該研究者の了解を得ず、もしくは適切な表示なく流用することをいう。
- （6） 二重投稿とは、他の学術雑誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。
- （7） 不適切なオーサーシップとは、論文著作者が適正に公表されないことをいう。
- （8） 研究費の不正使用とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与または謝金の請求等、虚偽の書類による研究費の使用をいう。
- （9） 各部署とは、各学部・研究科（附置機関を含む）、研究所、事務局（摂津キャンパス、北浜キャンパスを含む）をいう。
- （10） 所属長とは、「学校法人大阪経済大学就業規則」（以下、「就業規則」という。）第4条に定める者をいう。

（対象となる研究活動の不正行為）

第5条 この規程において、研究活動における不正行為（以下、「不正行為」という。）とは、次の各号に掲げる、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより発生した行為をいう。

- (1) 捏造
- (2) 改ざん
- (3) 盗用
- (4) 二重投稿
- (5) 不適切なオーサーシップ
- (6) 研究費の不正使用
- (7) 前6号に掲げるもののほか、研究活動の本質や研究活動・研究成果の発表の作法に抵触する行為
(不正行為に該当しない行為)

第6条 この規程において次に掲げる行為は、不正行為に該当しない。

- (1) 悪意のない誤り（科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合を含む）
- (2) 見解の相違
(対象となる研究資金)

第7条 この規程において不正行為の対象となる研究資金は、研究者が当該不正行為に係る研究活動を行うに際して費消したすべての研究資金とする。

(対象となる研究者)

第8条 この規程の対象となる研究者は、本学において研究に携わるすべての者（教員、大学院生、研究員、研究生、学部学生、研究を支援する職員）をいい、常勤、非常勤の別、学校法人大阪経済大学（以下、「本法人」という。）からの給与支給の有無を問わない。

第2章 運営および管理体制

(最高管理責任者)

第9条 最高管理責任者は、「大阪経済大学 公的研究費の取扱いに関する規程」第3条第1項に定める最高管理責任者とする。

- 2 最高管理責任者は、本学全体の「研究活動に関する行動規範」の遵守、不正行為の防止および不正行為への対応に関する業務を統括しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、この規程に定める最高管理責任者の職務の一部を統括管理責任者に委任することができる。

(統括管理責任者)

第10条 統括管理責任者は、「大阪経済大学 公的研究費の取扱いに関する規程」第4条第1項に定める統括管理責任者とする。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、「研究活動に関する行動規範」に基づき、不正防止計画をはじめとする具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 3 統括管理責任者は、第3項に基づき、最高管理責任者から委任を受けた職務を執行した場合、速やかに最高管理責任者に報告する。

(研究コンプライアンス推進責任者)

第11条 研究コンプライアンス推進責任者は、「大阪経済大学 公的研究費の取扱いに関する規程」第5条第1項に定める研究コンプライアンス推進責任者とする。

- 2 研究コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、「研究活動に関する行動規範」の遵守、不正行為の防止および不正行為への対応に関する業務を行い、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括

管理責任者に報告する。

（所属長）

第12条 所属長は、当該部署の「研究活動に関する行動規範」の遵守、不正行為の防止および不正行為への対応に関する業務を行わなければならない。

（研究コンプライアンス推進委員会）

第13条 不正行為防止に関する対策・環境づくり等を行うための組織として、研究コンプライアンス推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- （1） 研究コンプライアンス推進責任者
- （2） 研究コンプライアンス推進副責任者
- （3） 研究コンプライアンス推進責任者が指名する学長補佐（1名）
- （4） 教育・研究支援・社会連携部長

3 委員会に委員長を置き、前項第1号がこれにあたる。

4 研究コンプライアンス推進責任者は、以下のうち、いずれかの者を研究コンプライアンス推進副責任者（以下、「副責任者」という。）に任命することができる。

- （1） 研究コンプライアンス推進責任者が指名する学長補佐（1名）
- （2） その他最高管理責任者が指名する者

5 委員会は、不正行為防止のため、次に掲げる業務を行う。

- （1） 研究倫理についての研修および教育の企画および実施に関する事項
- （2） 研究倫理についての国内外における情報の収集および周知に関する事項
- （3） その他研究倫理に関する事項

6 委員会の事務局は、教育・研究支援・社会連携部とする。

第3章 不正行為の事前防止のための取組み

（法令等の遵守）

第14条 研究者は、適正な研究活動を行うため、この規程の他、法令および本学諸規程を遵守しなければならない。

（研究倫理教育責任者）

第15条 研究者に求められる倫理規範を修得させるための教育（以下、「研究倫理教育」という。）について責任を持って実施するため、研究倫理教育責任者を置き、研究コンプライアンス推進責任者をもって充てる。

（研究倫理教育）

第16条 研究倫理教育責任者は、研究者の研究倫理の向上を図るため、委員会が定める指針に基づき、定期的に研究倫理教育を実施し、履修状況を把握しなければならない。

2 研究者（本学を本務とするもの）は、前項の研究倫理教育を委員会が定める期間（少なくとも5年ごと）ごとに履修しなければならない。

3 研究倫理教育責任者は、研究者（本学を本務としないもの）の研究倫理の向上を図るため、研究倫理教育の実施を推進しなければならない。

（若手研究者への支援）

第17条 所属長および指導的立場に立つ研究者は、若手研究者および学生等が適切な研究倫理観を持って自立した研究活動を遂行できるよう、支援または助言がなされる環境整備と研究倫理教育に努める。

（共同研究）

第18条 研究者は、共同研究における個々の研究者等の役割分担および責任を明確にして共同研究を実施しなければならない。

2 共同研究を代表する研究者は、当該共同研究の研究活動の全容を把握し、研究成果を適切に確認しなければならない。

（研究データ等の保存）

第19条 研究者は、実験・観察ノート等の研究データを一定期間（原則10年）保存し、最高管理責任者、研究コンプライアンス推進責任者または所属長の求めに応じ、開示しなければならない。

2 前項における研究データの内容、保存期間については、「研究データの保存等に関するガイドライン」に定める。

第4章 研究活動における特定不正行為への対応

（告発）

第20条 第5条第1号から第3号に定める不正行為（以下、「特定不正行為」という。）の疑いが存在すると思料する者は、原則として書面、電話、FAX、電子メールおよび面談による告発を、次条に定める通報窓口において行うことができる。

2 次条に定める通報窓口の責任者は、告発や情報提供（以下、「告発等」という。）があった場合には、統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかに報告しなければならない

（通報窓口および相談窓口の設置）

第21条 通報の窓口は「学校法人大阪経済大学公益通報に関する規程」で定める通報窓口とし、相談窓口は教育・研究支援・社会連携部に設置し、公開する。

2 告発等の受け付けに当たっては、受付窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

（特定不正行為以外の不正行為への対応）

第22条 特定不正行為以外の不正行為に関する告発があった場合、「学校法人大阪経済大学 公益通報に関する規程」に基づき対応する。ただし、第5条第1項第6号のうち、公的研究費に関する事案は、「大阪経済大学 公的研究費の取扱いに関する規程」に基づき、対応する。

（告発等の取扱い）

第23条 統括管理責任者は、次の各号に掲げる要件に従い、前条による告発の受理または不受理を決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。

（1） 告発は、原則として、顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性のある理由が示されていると判断されるものを受理する。

（2） 匿名による告発があった場合、その内容が前号と同様のものであると判断されるときは、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

2 最高管理責任者は、前項の規定により、統括管理責任者から、告発の受理または不受理を決定した旨の報告を受けた場合には、告発者へその旨を通知する。

3 告発があったが、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、該当する研究機関等に当該告発を回付する。また、告発があったが、本学の他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する機関に当該告発について通知する。

4 学会等の研究者コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。

5 特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていることを本学が確認した場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。

6 文部科学省等資金配分機関による調査の求めがあった場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。

- 7 告発の意思を明示しない相談については、統括管理責任者はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。これに対して告発の意思表示がなされない場合においても、統括管理責任者の判断で当該事案の調査を開始することができる。その場合、統括管理責任者は最高管理責任者に報告する。
- 8 特定不正行為が行われようとしている、あるいは特定不正行為を求められているという告発・相談については、統括管理責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、最高管理責任者に報告するとともに被告発者に警告を行う。

(事案を取り扱う機関)

第24条 本学に所属する(どの研究機関等にも所属していないが、専ら本学の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。)研究者に係る特定不正行為の告発があった場合、原則として本学が告発された事案を取り扱う。

- 2 被告発者が本学を含む複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で取り扱う。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- 3 被告発者が本学以外の研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、本学と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案を取り扱う。
- 4 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に本学に所属しており、既に本学を退職している場合、現に所属している研究機関が本学と合同で、告発された事案を取り扱う。被告発者が本学を退職後、どの研究機関にも所属していないときは、本学が告発された事案を取り扱う。
- 5 本学が、前項の規定により事案を取り扱うこととなった場合は、被告発者が現に本学に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行う。
- 6 本学による調査の実施が極めて困難であると、告発された事案に係る資金配分機関が特に認めた場合、本学は当該資金配分機関に調査を委託することができる。この場合において、当該資金配分機関から協力を求められたときは、本学は誠実に協力する。
- 7 本学は、他の研究機関または学会等に対し、調査を委託することまたは調査に関する協力を依頼することができる。
- 8 前項の規定により対応ができない場合は、別の取扱いをすることができる。

(予備調査)

第25条 統括管理責任者は、委員会の意見を聞いて予備調査の可否を判断する。

- 2 前項において、予備調査が必要と認めたときは、委員会は、速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 3 委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、または関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 委員会は、第27条に定める調査委員会による調査(以下、「本調査」という。)の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。
- 5 委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
- 6 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯および事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否かを検討し、判断する。
- 7 委員会は予備調査の結果を統括管理責任者に報告する。

(本調査の決定)

第26条 統括管理責任者は、前条第7項による調査結果の報告を受け、告発を受け付けた日から起算して30日以内に、本調査の可否を決定する。

- 2 統括管理責任者は、本調査の要否を最高管理責任者に報告するとともに、当該資金配分機関等および文部科学省に報告する。
- 3 最高管理責任者は、本調査を行う場合、その旨を告発者および被告発者に通知し、本調査への協力を求める。被告発者が本学の教職員または大学院生（研究生、学部学生を含む）でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関にも通知する。
- 4 最高管理責任者は、本調査を行わない場合、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る資金配分機関等や告発者の求めに応じ開示する。
- 5 最高管理責任者は、本調査を行う場合、当該事案に係る資金配分機関等および文部科学省に本調査の実施に際し、調査方針、調査対象および方法について報告、協議する。
- 6 最高管理責任者は、本調査にあたって、告発者が了承した場合を除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないように配慮する。

（本調査）

第27条 前条により本調査を行うことが決定した場合には、統括管理責任者は、本調査を行うため、速やかに調査委員会を設置しなければならない。

- 2 調査委員会の組織、委員の任期、その他調査委員会に必要な事項については、統括管理責任者が定める。
- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

（1） 研究コンプライアンス推進責任者。

ただし、この者が告発者および被告発者と直接の利害関係を有する場合は、統括管理責任者が指名する教職員をもって充てる。

- （2） 統括管理責任者が指名する教職員1名。
- （3） 研究について専門知識を有する外部有識者1名以上。
- （4） 法律の知識を有する外部有識者1名以上。

- 4 前項第2号から第4号に規定する委員は、告発者および被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 委員会に委員長を置き、第3項第1号がこれにあたる。
- 6 調査委員会は、本調査を行うことが決定されてから30日以内に本調査を開始する。
- 7 本調査は、次の各号に掲げる方法により行う。

（1） 告発された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請など

（2） 被告発者の弁明の聴取

- 8 調査委員会は、被告発者に対し再実験等により再現性を示すことを要請した場合、あるいは被告発者の自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会に関し、調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。ただし、被告発者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めない。
- 9 調査の対象となる研究には、告発に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究も含めることができる。
- 10 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとる。
 - （1） 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼する。
 - （2） 調査委員会は、前号の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

11 調査委員会は、次に掲げる事項について、調査を行う。

(1) 特定不正行為が行われたか否か

(2) 特定不正行為が行われたと認められた場合は、その内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認められた研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等、当該研究活動における役割および特定不正行為の発生要因

(3) 特定不正行為が行われなかったと認められた場合は、告発が悪意に基づくものであるか否か

12 調査委員会は、前項第3号の調査を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

13 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、すみやかに認定し、その事案を統括管理責任者を通じて、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は認定された結果を当該事案に係る研究活動の資金配分機関等に報告する。

14 調査委員会は、本調査の終了前であっても、当該事案に係る研究活動の予算の配分または措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を提出する。

15 調査委員会は、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、当該資金配分機関等の求めに応じ、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じる。

16 調査委員会の事務局は、教育・研究支援・社会連携部とする。

(告発者等への通知)

第28条 最高管理責任者は、前条第2項に基づく決定を受け、告発者および被告発者に、調査委員会委員の氏名および所属を通知する。被告発者が本学の教職員または大学院生（研究生、学部学生を含む）でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関にも通知する。

2 告発者および被告発者は、前項により通知を受けた調査委員会委員について、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に最高管理責任者に対し異議申立てを行うことができる。

3 最高管理責任者は、前項による異議申立てがあった場合、異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させる。

4 最高管理責任者は、前項により委員を交代させたときは、その旨を告発者および被告発者に通知する。

(特定不正行為に関する認定)

第29条 調査委員会は、第27条による調査の結果、本調査の開始後、150日以内に、調査によって得られた、物的・科学的根拠、証言、被告発者（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に判断して、次に掲げる事項について認定を行う。

(1) 特定不正行為が行われたか否か

(2) 特定不正行為が行われたと認められた場合は、その内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認められた研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究活動における役割

(3) 特定不正行為が行われなかったと認められた場合は、告発が悪意に基づくものか否か

2 調査委員会は、被告発者が本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、特定不正行為と認定する。

3 調査委員会は、第1項に定める認定の結果を統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に報告する。

4 調査委員会は、第1項に定める期間内に報告できない合理的な理由がある場合は、その理由および報告の予定日を明らかにし、最高管理責任者の承認を得る。

(関係各所への通知)

第30条 最高管理責任者は、前条に基づき特定不正行為に関する認定を行った場合は、速やかにその旨を次の各号に掲げる者に文書で通知する。

(1) 関係所属長

(2) 告発者および被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）。ただし、被告発者が本学の教職員または大学院生（研究生、学部学生含む）でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関

2 最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものと認定を行った場合は、前項に加え告発者が所属する機関に通知する。

3 最高管理責任者は、特定不正行為の認否に関わらず、その結果を理事会に報告する。

（最終報告書の提出）

第31条 統括管理責任者は、第29条による認定結果を受け、研究コンプライアンス推進責任者に当該特定不正行為の再発防止策等の検討を依頼する。

2 研究コンプライアンス推進責任者は、委員会を招集し、当該特定不正行為の再発防止策等の検討を行い、調査結果、不正発生要因および、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、統括管理責任者に提出する。

3 統括管理責任者は前項の最終報告書を確認の上、最高管理責任者に提出する。

4 最高管理責任者は最終報告書を当該資金配分機関等および文部科学省に提出する。

（不服申立て）

第32条 第29条の規定により特定不正行為が行われたと認定された被告発者または告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対し不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 最高管理責任者は、特定不正行為の認定に係る不服申し立てがあった場合、告発者に通知する。また、告発が悪意に基づくものと認定された告発者から不服申し立てがあった場合、被告発者に通知する。加えて当該事案に係る資金配分機関等および文部科学省に報告する。

3 不服申立てに係る審査は、第27条の定めに基づいて当該本調査と同じ調査委員会が行う。

4 調査委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の却下あるいは再調査の開始を決定する。

5 調査委員会は、不服申し立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は当該事案に係る資金配分機関等および文部科学省に報告する。

6 調査委員会は、不服申し立てに係る再調査を開始した場合は、60日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。

7 最高管理責任者は再調査結果を告発者、告発者が所属する機関および被告発者に報告する。加えて当該事案に係る資金配分機関等および文部科学省に報告する。

（研究資金の返還・執行停止等）

第33条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたと認定を行った研究活動に係る研究資金については、特定不正行為の重大性、悪質性および特定不正行為の関与の度合いに応じて全額または一部を返還させる。

2 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の執行停止を命ずる。

3 最高管理責任者は、研究資金の交付中に特定不正行為が行われたと認定を行った研究活動に係る研究資金については、特定不正行為の重大性、悪質性および特定不正行為の関与の度合いに応じて執行停止を命ずる。

4 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたと認定された論文等の取り下げを勧告する。

（研究資金への応募資格の停止等の措置）

第34条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたと認定を行った場合は、研究資金への応募資格の停止等の措置を講ずる。

（懲戒）

第35条 特定不正行為が行われたと認定された被告発者または告発が悪意に基づくものと認定された告発者に対して、「就業規則」等の関係規則の定めるところにより手続きを行う。

(調査結果の公表)

第36条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたと認定を行った場合は、速やかに調査結果を公表する。

2 前項の規定に基づく調査結果の公表の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、合理的な理由がある場合は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。

- (1) 特定不正行為に関与した者の氏名・所属
- (2) 特定不正行為の内容
- (3) 公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員の氏名・所属
- (5) 調査の方法・手順
- (6) その他必要と判断した事項

3 最高管理責任者は、特定不正行為が行われなかったとの認定を行った場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、学会、報道、インターネット等の外部からの指摘による調査事案等の場合、特定不正行為を行わなかったと認定された者の利益を守るために必要な場合には、調査結果を公表することができる。

4 最高管理責任者は、特定不正行為が行われなかったと認められた場合において、告発が悪意に基づくものと認定を行った場合は、速やかに告発者の氏名・所属および悪意に基づく告発と認定した理由に関する調査結果を公表する。

(遵守事項)

第37条 この規程に定める告発等および調査に携わる者は、公正不偏な態度を保持するとともに、調査および審議により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(告発者等の保護)

第38条 最高管理責任者は、告発者に対して、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発を行ったことを理由に、配置転換や懲戒処分等の措置を講じてはならない。

2 最高管理責任者は、被告発者に対して、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、研究活動の禁止、配置転換や懲戒処分等の措置を講じてはならない。

第5章 雑則

(雑則)

第39条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて、理事長が定める。

(改廃)

第40条 この規程の改廃は、委員会の意見を聴いて、理事長が行う。

附 則

1 この規程は、2016年3月8日に制定し、同日より施行する。なお、この規程の施行前に告発があった事案への対応については、従前の例による。

2 この規程は、2016年7月5日に改正し、同日より施行する。

3 この規程は、2017年2月7日に改正し、同日より施行する。

4 この規程は、2018年8月7日に改正し、2018年5月1日に遡って施行する。

5 この規程は、2021年7月13日に改正し、2021年9月1日より施行する。

6 この規程は、2023年2月28日に改正し、同日より施行する。